

さいたま市告示第1247号

さいたま市立病院未収金回収業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院未収金回収業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年10月1日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」で登録されている者であること。

(2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者が3名以上所属する、同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 平成30年4月1日以降、病床数300床以上の病院において未収金回収業務を受託した実績を有し、仕様書に定める業務を履行できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
担当 医事管理係 電話048（873）4168

(2) 交付期間

告示の日から令和2年8月31日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年9月4日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

回収した債権額に対する成功報酬率による単価で行う。なお、債権額に対する成功報酬率には、本業務に必要な設備、人材又は機材等を準備するための費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含むものとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された成功報酬率に当該成功報酬率の100分の10に相当する額を加算した成功報酬率（当該成功報酬率に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月17日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院別館2階会議室2

(3) 入札保証金

さいたま市立病院未収金回収業務委託料の支払限度額の100分の5以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の成功報酬率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
電話 048(873)4168 FAX 048(874)7613

7 契約手続等

(1) 契約保証金

さいたま市立病院未収金回収業務委託料の支払限度額の100分の10以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課及びさいたま市立病院ホームページにおいて閲覧できる。

<http://saitama-city-hsp.jp/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。